



2019年5月13日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	原 弘 産
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長	岡 本 貴 文
	(コード番号 8894 東証第2部)	
問 合 せ 先	取 締 役	津 野 浩 志
電 話 番 号		0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」について、2019年7月2日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、「事業目的に係る定款一部変更の件」について、本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

##### (1) 定款変更の目的

本日別途開示しております「第三者割当による種類株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」に記載のとおり新たな資金調達を実行し、A種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行を可能とするため、新たな種類の株式として本種類株式を追加し規定を新設するとともに、本種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるものであります。また、現行定款において規定されている第1種優先株式は現在発行されていないことから、第1種優先株式に関する規定は削除するものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙1のとおりであります。なお、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会において「第三者割当による募集株式（A種種類株式）発行の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、また、本臨時株主総会及び本種類株主総会において「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

## 2. 事業目的に係る定款一部変更の件

### (1) 定款変更の目的

当社の現状については、2019年2月18日付け「事業の現状、今後の展開等について」にてお知らせしましたとおり、2008年の米国サブプライムローン問題の顕在化に端を発した世界的な景気後退により、事業が長らく低迷し、その間、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し続けております。また、業績面においては2018年10月期に黒字化しましたが、既存債権者様への弁済を実施できるほどの規模には至っておらず、弁済に猶予をいただいているような状況です。このような状況を解消するためにも当社の既存事業を拡大しなければなりません。①不動産分譲事業については、現在の資金状況では仕入れる物件数や金額が限定されます。また、②不動産賃貸管理事業は安定した利益計上をしており、現在の当社の事業の柱ではあるものの、現状では爆発的に業績が拡大できるビジネスではなく、相応の時間を費やして拡大していかざるをえません。当該事業を拡大していくことに変わりはありませんが、更なる発展を目指すためにも新規事業の検討を続けてまいりましたが、当社が単独で何かを実施するには限界があるため、新株予約権の引受先であるEVO FUNDが属するグループの関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン）に対して、新規事業の検討について相談いたしました。そこで、EVO FUNDが属するグループが得意とする分野を新規事業として検討することについて提案され、未知の分野である様々な新規事業にサポートを得ながら検討できることはメリットがあるものと判断し、新規事業の検討について決定いたしました。また、検討後、必要に応じてすぐに実行できる体勢を整えることで当社の企業価値を向上できるものと判断し、前記1.の定款変更と同時に上程することといたしました。さらに、既存の事業目的についても、すでに撤退したような事業目的も散見されるため、このタイミングで見直しを行いました。既存事業である前記①及び②に関連する事業目的を集約・整理し、更にはすでに撤退した事業目的や将来的な展望が無い事業目的については削除することで、株主の皆様に対して原弘産は前記①及び②のような不動産分野の事業を営む企業であることを改めてご認識いただき、将来的に新たな分野にも力を注ぐような企業となっていくことをご理解いただけるものと判断し、大幅な見直しを行いました。その結果、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。

なお、この度上程する新たな事業目的については、全て検討中であるため、何ら決定したものはございません。今後、新たな事業の開始を決定した場合は、速やかにお知らせいたします。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙2のとおりであります。

## 3. 日程

- |     |                                  |              |
|-----|----------------------------------|--------------|
| (1) | 定款変更のための臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催日 | 2019年7月2日（火） |
| (2) | 定款変更の効力発生日                       | 2019年7月2日（火） |

以上

## 種類株式発行に係る定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第二章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>294,700,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については <u>294,700,000</u> 株、第 1 種優先株式については <u>29,550,000</u> 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の普通株式及び第 1 種優先株式の単元株式数はそれぞれ <u>100</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章の二 優先株式</b></p> <p>(第 1 種優先株式の発行)</p> <p>第 10 条の 2 当社の発行する第 1 種優先株式の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 10 条の 3 当社は、毎年 10 月末日の最終の株主名簿に記録された第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につきその発行価額の 3% を乗じた額又は当該事業年度における普通株主への年間配当額の 125% 相当額のいずれか高い額を上限に、第 1 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の剰余金の配当（以下「本優先配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、次項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、</p>	<p style="text-align: center;"><b>第二章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>758,769,500</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については <u>758,769,500</u> 株、A 種種類株式については <u>4,650,000</u> 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式につき <u>100</u> 株とし、A 種種類株式につき <u>1</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

<p><u>その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2. 当社は、第30条に基づき中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の中間配当（以下「本優先中間配当金」という。）を行なう。</u></p>	
<p><u>（優先配当金の非累積）</u></p> <p><u>第10条の4 ある事業年度において、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>	(削 除)
<p><u>（利益配当への非参加）</u></p> <p><u>第10条の5 第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>	(削 除)
<p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p><u>第10条の6 当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき発行価額相当の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2. 第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	(削 除)
<p><u>（議決権）</u></p> <p><u>第10条の7 第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	(削 除)
<p><u>（種類株主総会）</u></p> <p><u>第10条の8 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しな</u></p>	(削 除)

い。

2. 第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)

第 10 条の 9 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第 1 種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。

2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第 1 種優先株式の双方について、同時に同一の割合で分割する。

3. 当社は、当社の株主に株式の株式無償割当てを行うときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者には第 1 種優先株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第 1 種優先株主には第 1 種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

5. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第 1 種優先株主には第 1 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

6. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを行なうときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者には第 1 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行なう。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 10 条の 10 第 1 種優先株主は、第 1 種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間中、当該決議で定め

(削 除)

(削 除)

<p><u>る条件に従い、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに当社普通株式1株を第1種優先株主に対して交付することを請求することができる。</u></p>	
<p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u>  <u>第10条の11 当社は、当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合には、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引き換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(優先順位)</u>  <u>第10条の12 本優先配当金、本優先中間配当金および第1種優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式と同順位とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第二章の二 種類株式</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(A種種類株式の発行)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第10条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は、以下のとおりとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(配当)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第10条の3 当社は、A種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)及びA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」という。)に対しては、配当を行わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(議決権)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第10条の4 A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>第 10 条の 5 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>2. 第 13 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第 14 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4. 第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)</u></p> <p><u>第 10 条の 6 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び A 種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</u></p> <p><u>2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び A 種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</u></p> <p><u>3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A 種種類株主には A 種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u></p> <p><u>4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A 種種類株主には A 種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p><u>5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A 種種類株主には A 種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p><u>6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A 種種類株主には A 種</u></p>
--------------	--

(新 設)

種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 10 条の 7

(1) 取得時期

A 種種類株主は、A 種種類株式発行後、2019 年 7 月 3 日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも当会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当会社の普通株式を対価として、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る A 種種類株式の数に本条第(3)号に定める取得比率（但し、本条第(4)号の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得比率

取得比率は、当初、100 とする。但し、取得比率は、本項第(4)号の規定により調整されることがある。

(4) 取得比率の調整

(a) 当会社は、A 種種類株式の発行日後、本号 (b) に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{新発行・} \frac{\text{既発行株式数} + \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分株式数}} \times \frac{\text{1株当たりの} \text{払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{取得比率} \quad \text{取得比率} \end{array}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本号(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。)、調整後取得比率は、払込期日(無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本号(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請

	<p>求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④ 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 本号(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>② 取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本号(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	---

	<p>③ <u>取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。</u></p> <p>(d) <u>本号(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。</u></p> <p>① <u>株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。</u></p> <p>② <u>その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。</u></p> <p>③ <u>取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(e) <u>本号に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本号(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかに</u></p>
--	--

	<u>これを行う。</u>
--	---------------

## 事業目的に係る定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 宅地建物取引業</u></p> <p><u>2. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務</u></p> <p><u>3. 不動産の取引及び不動産の証券化に関する研究・コンサルタント業</u></p> <p><u>4. 不動産有効活用に関する企画・設計</u></p> <p><u>5. フランチャイズチェーンシステムによる賃貸住宅の経営及び経営指導</u></p> <p><u>6. 建築設計・監理施工及び請負業</u></p> <p><u>7. 土木工事業</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>8. 損害保険代理店業</u></p> <p><u>9. 建物維持管理業務</u></p> <p><u>10. 住宅用設備機器の卸・販売業</u></p> <p><u>11. エネルギーの研究、開発並びに技術提供</u></p> <p><u>12. 一般及び産業廃棄物処理の研究、開発並びに技術提供</u></p> <p><u>13. 太陽、風力、水力、地熱、水素、海洋等のエネルギー供給機械器具装置の製作、販売及び輸出入業</u></p> <p><u>14. 一般及び産業廃棄物処理装置の製作、販売及び輸出入業</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>1. 不動産の売買、<u>賃貸借</u>、仲介、<u>鑑定及び管理業並びに駐車場の経営</u></u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>2. 建築設計・監理施工及び請負業、<u>土木工事業</u></u></p> <p><u>3. <u>債権管理回収業</u></u></p> <p><u>4. <u>投資業</u></u></p> <p><u>5. <u>商品投資販売業、商品投資顧問業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、特定店頭商品デリバティブ取引業</u></u></p> <p><u>6. <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u></u></p> <p><u>7. <u>その他金融サービス及びそれに附帯又は関連する一切の業務</u></u></p> <p><u>8. <u>貸金業</u></u></p> <p><u>9. <u>リース業</u></u></p> <p><u>10. <u>IT 関連事業</u></u></p> <p><u>11. <u>損害保険代理店業及び少額短期保険代理店業並びに生命保険の募集に関する業務</u></u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

15. <u>一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理</u>	(削 除)	
16. <u>一般及び産業廃棄物の中間処理場の経営</u>	(削 除)	
17. <u>一般及び産業廃棄物の再生処理業</u>	(削 除)	
18. <u>一般及び産業廃棄物を利用した土木建築用資材の販売</u>	(削 除)	
19. <u>魚類増殖用施設の販売及び輸出入業</u>	12. <u>魚類増殖用施設の販売及び輸出入業</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)	
20. <u>汚水処理施設の管理</u>		
21. <u>駐車場の経営</u>		
22. <u>生命保険の募集に関する業務</u>		
23. <u>介護保険法に基づく訪問介護事業、訪問入浴介護事業、訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業、居宅療養管理指導事業、通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、特定施設入居者生活介護事業、福祉用具貸与事業、居宅介護支援事業並びに訪問介護員、訪問看護員の育成、研修の請負</u>		
24. <u>介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業、介護予防訪問入浴介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防訪問リハビリテーション事業、介護予防居宅療養管理指導事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所リハビリテーション事業、介護予防短期入所生活介護事業、介護予防短期入所療養介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、介護予防福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業</u>		(削 除)
25. <u>介護、福祉に関する事業の研究・コンサルタント業</u>		(削 除)
26. <u>介護用品及び介護機器の貸与、販売並びに健康食品の販売</u>		(削 除)
27. <u>介護運送業</u>		(削 除)
28. <u>身体障害者に対する介護事業</u>		(削 除)
29. <u>保険・医療・福祉に関するセミナーの企画・運営・実施</u>		(削 除)
30. <u>調理業及び飲食店の営業</u>	(削 除)	
31. <u>配食サービス事業</u>	(削 除)	
32. <u>自動車、自動車部品の販売</u>	(削 除)	
33. <u>自動車の定期点検及び修理に関する斡旋業務</u>	(削 除)	

34. <u>建築資材、建設・土木機械の輸出入業</u>	(削 除)
35. <u>住宅設備機器（太陽光発電装置等）の製造、 販売及び輸出入業</u>	(削 除)
36. <u>食料品の製造・販売</u>	(削 除)
37. <u>電力需給契約の斡旋業務</u>	(削 除)
38. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u>	(削 除)
(新 設)	<u>13. 人事、総務等の事務代行業</u>
(新 設)	<u>14. 企業、団体等の社会的責任（C S R）に関する支援業</u>
(新 設)	<u>15. 統合/機能性医療及びパフォーマンスサイエンス事業</u>
(新 設)	<u>16. 前各号に関連するライセンスの管理業</u>
(新 設)	<u>17. 前各号に関連する、製造業、卸売業、小売業、輸出入業、通信販売業及び販売流通業</u>
(新 設)	<u>18. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業</u>
(新 設)	<u>19. 前各号に付帯又は関連する一切の業</u>
(新 設)	<u>20. 前各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>